

大巾改正の教委制度

十月一日より実施

この法律には

これまで「教育委員会法」によつて運営されていた地方教育行政を時代の要請と社會の事情に合致させ、しかも公正な推進をはかるため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という法律が、さる第24国会で可決し、いよいよ10月1日から全面的に実施されることになった。

昭和29年1月25日
第三種郵便物認可

1、教育の政治的中立と教育行政の安定

2、地方公共団体の教育行政と一般行政との調和

3、国、都道府県、市町村が連絡提携する教育行政制度の樹立

という趣旨が盛られており教育委員会は、従来通り存続されるもの、その内容や運営は大巾に改正される。では、10月1日から実際にどのように変わるか、主に市教育委員会について説明する。

教育委員会は市長の任命制

教育委員は今まで住民の選挙で選ばれる「公選制」であったのが、これからは市長が人選し市議会の同意を得て任命する「任命制」

教育委員は市長の任命制

る。任命される委員は五名。
教育長は委員の中から
今まで有資格者の教育長が別に置かれていたのを委員会が委員の中から資格を問わず一名を選ぶ。
び、府県教委の承認を得て任命する。

予算の編成、執行は市長が

予算や条例についての二本建制が廃止された。教育財産の取得処理であつた、教育委員会の権限である。しかし市長は教育委員会の意見を尊重する。予算案の条例案をつくることになる。

山手中学校校舎の第三期新築工事

山手中学校